

第3期 定時株主総会

招集ご通知

■ 開催日時

2024年6月21日（金曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

■ 開催場所

福岡市博多区下川端町3番2号

ホテルオークラ福岡4階

「平安の間」

書面又はインターネットによる議決権行使期限

2024年6月20日（木曜日）午後5時30分まで

■ 目次

第3期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	2

（株主総会参考書類）

第1号議案	剰余金の処分の件	4
第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5名選任の件	5
第3号議案	監査等委員である取締役 1名選任の件	11
第4号議案	取締役（監査等委員である 取締役及び社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の 割当てのための報酬決定の件	13

事業報告	16
連結計算書類	28
計算書類	30
監査報告書	32

株 主 各 位

福岡市博多区博多駅東二丁目13番34号
ヤマエグループホールディングス株式会社
代表取締役社長 〇〇 大 森 礼 仁

第3期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第3期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第3期定時株主総会招集ご通知」及び「第3期定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.yamaegroup-hd.co.jp/ir/library/shareholder/>

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、後記「議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2024年6月20日(木曜日)の午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 2024年6月21日(金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)
- 場 所 福岡市博多区下川端町3番2号 ホテルオークラ福岡4階「平安の間」
(※会場が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
- 目的事項
報告事項
 - 第3期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告の内容及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第3期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び定款第15条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした書類の一部であります。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会 開催日時

2024年6月21日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主の方1名に委任することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）

による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使
期限

2024年6月20日（木曜日）
午後5時30分必着

電磁的方法（インターネット）

による議決権行使の場合



次頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使
期限

2024年6月20日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

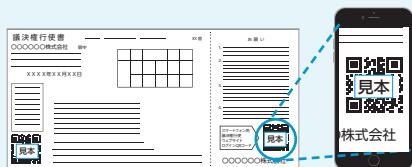
議決権行使書と電磁的方法（インターネット）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」 (スマートフォン等でQRコード®を読み取る方法)

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

パソコン向けサイト

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

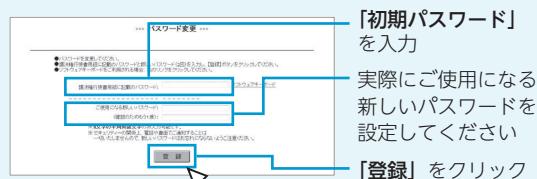
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネット
ヘルプダイヤル

0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、継続的に安定した配当を行うことを最重要政策の一つであると位置付けており、合理化・省力化を目指して時代に即した物流機能強化のための設備投資を行い、会社の競争力を維持強化するとともに、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、この方針に基づき、経営体質の充実強化並びに将来の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金60円
配当総額 1,661,185,560円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月24日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化を図るため、1名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	2023年度取締役会出席状況
1	再任 おうだ ひでと 網田 日出人	代表取締役会長CEO 最高経営責任者	17回/17回 (100%)
2	再任 おおもり ひろと 大森 礼仁	代表取締役社長COO 最高執行責任者	16回/17回 (94%)
3	再任 やまだ りょうじ 山田 良二	専務取締役CAO 最高総務責任者、 本社部門統轄	17回/17回 (100%)
4	再任 まるやま たけこ 丸山 武子	常務取締役CHO 最高人事責任者、 人事・総務担当	13回/13回 (100%)
5	新任 くどう きょうじ 工藤 恭二	専務執行役員	3回/3回 (100%)

(注) 2023年4月から2024年3月までに開催された取締役会は17回であり、取締役丸山武子氏の就任以降開催された取締役会は13回となっております。また、工藤恭二氏は、2023年5月26日付で取締役を辞任により退任しており、在任時に開催された取締役会は3回となっております。

候補者番号 おう だ ひ で と
1 網 田 日出人
(1949年12月15日生)

再任

所有する
当社株式の数
14,200株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年12月 ヤマエ久野株式会社入社
1999年7月 同社食品部長
2002年6月 同社取締役食品部長
2006年7月 同社取締役食品担当
2008年6月 同社常務取締役食品担当
2011年6月 同社専務取締役営業統轄
2012年6月 同社代表取締役専務営業統轄
2014年6月 同社代表取締役社長
2018年6月 同社代表取締役会長CEO
2021年10月 当社代表取締役会長兼社長
2023年6月 当社代表取締役会長CEO 最高経営責任者（現任）
（現在に至る）

取締役候補者とした理由

網田日出人氏は、当企業グループにおける豊富な業務・経営経験を有しております。また、2023年6月からは当社の代表取締役会長CEOに就任しており、当企業グループの持続的な成長のために経営手腕を発揮しております。その豊富な経営経験と幅広い知識を活かし、今後も当社のグループ経営を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、グループの持続的な成長に資すると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 おお もり ひろ と
2 大 森 礼 仁
(1956年4月3日生)

再 任

所有する
当社株式の数
8,500株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 ヤマエ久野株式会社入社
2005年 7月 同社鮮冷部長
2009年 4月 同社執行役員鮮冷部長
2010年 6月 同社取締役鮮冷部長
2011年 4月 同社取締役鮮冷担当
2014年 6月 同社常務取締役食品・鮮冷・酒類担当
2016年 6月 同社取締役専務執行役員 営業統轄
2017年 4月 同社取締役専務執行役員 営業統轄、食品流通本部長
2017年 6月 同社代表取締役副社長 営業統轄、食品流通本部長
2018年 6月 同社代表取締役社長COO
2021年10月 同社代表取締役社長
2021年10月 当社取締役副社長
2023年 6月 当社代表取締役社長COO 最高執行責任者（現任）
（現在に至る）

取締役候補者とした理由

大森礼仁氏は、当企業グループにおける豊富な業務・経営経験を有しております。また、2023年6月からは当社の代表取締役社長COOに就任しており、当企業グループの持続的な成長に手腕を発揮しております。その豊富な経営経験と幅広い知識を活かし、今後も当社のグループ経営を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、グループの持続的な成長に資すると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 やま だ りょう じ
3 山 田 良 二
(1962年9月19日生)

所有する
当社株式の数
7,700株

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 東京証券株式会社（現 東海東京証券株式会社）入社
2003年6月 ヤマエ久野株式会社入社
2012年7月 同社総務部長
2014年4月 同社執行役員 総務部長
2017年6月 同社常務執行役員 人事・総務担当、総務部長
2018年6月 同社常務執行役員 管理統轄補佐
2020年6月 同社取締役常務執行役員 管理統轄補佐
2021年10月 当社常務取締役 社長・広報室、経営企画、総務、人事、法務担当
2022年6月 ヤマエ久野株式会社取締役専務執行役員 管理統轄、管財運用部長（現任）
2022年6月 当社専務取締役 本社部門統轄
2022年10月 ヤマエリアルティ株式会社代表取締役社長（現任）
2023年6月 当社専務取締役C A O 最高総務責任者、本社部門統轄（現任）
（現在に至る）

取締役候補者とした理由

山田良二氏は、当企業グループにおける豊富な業務・経営経験を有しております。また、2023年6月からは当社の専務取締役C A Oに就任し、本社部門統轄として、当企業グループの持続的な成長に手腕を発揮しております。その管理部門全般における豊富な経験と幅広い知見を活かし、今後も当社のグループ経営を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、グループの持続的な成長に資すると判断し、選任を願います。

候補者番号 4
まる やま たけ こ
丸 山 武 子
(1966年5月15日生)

再任

所有する
当社株式の数
5,200株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 ヤマエ久野株式会社入社
2019年4月 同社海外事業部長
2020年4月 同社人事部長
2020年6月 同社執行役員 人事部長
2021年10月 当社執行役員 人事部長
2022年6月 ヤマエ久野株式会社常務執行役員 人事部長
2022年6月 当社常務執行役員 人事部長
2023年5月 ヤマエ久野株式会社常務執行役員 人事・総務担当（現任）
2023年5月 当社常務執行役員 人事・総務担当
2023年6月 当社常務取締役C H O 最高人事責任者、人事・総務担当（現任）
（現在に至る）

取締役候補者とした理由

丸山武子氏は、当企業グループにおける豊富な業務経験を有しております。また、2023年6月に当社の常務取締役C H Oに就任し、人事・総務担当として、担当部門全体の機能向上や整備・運用のために手腕を発揮しております。その人事・総務部門全般における豊富な経験と幅広い知見を活かし、当社のグループ経営を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、グループの持続的な成長に資すると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

く どう きょう じ
工 藤 恭 二

(1962年11月13日生)

新任

所有する
当社株式の数

6,400株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 ヤマエ久野株式会社入社
2015年 7月 同社鮮冷福岡支店長
2016年 6月 同社執行役員 鮮冷福岡支店長
2017年 4月 同社執行役員 鮮冷本部鮮冷一部長、鮮冷福岡支店長
2019年 6月 同社常務執行役員 鮮冷本部長、鮮冷本部鮮冷一部長
2020年 6月 同社取締役常務執行役員 鮮冷本部長
2021年 4月 同社取締役副社長 営業統轄、食品流通本部長
2021年 6月 同社取締役副社長 営業統轄
2021年10月 当社専務取締役 営業統轄
2023年 5月 ヤマエ久野株式会社代表取締役社長（現任）
2023年 5月 当社専務執行役員（現任）
（現在に至る）

取締役候補者とした理由

工藤恭二氏は、当企業グループにおける豊富な業務・経営経験を有しております。また、2023年5月からは当社の専務執行役員に就任し、当企業グループの持続的な成長に手腕を発揮しております。その豊富な経営経験と幅広い知見を活かし、当社のグループ経営を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、グループの持続的な成長に資すると判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害を当該保険契約により補填することとしており、その保険料を全額当社が負担しております。本議案が承認可決された場合には、取締役候補者5名は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役本田潔氏は、2023年12月31日付で監査等委員である取締役を辞任により退任しております。つきましては、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

もり やす ふみ
森 泰 文

新任

(1966年6月18日生)

所有する
当社株式の数

7,500株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月 ヤマエ久野株式会社入社
2018年6月 同社監査室長
2021年10月 当社監査部長
2024年1月 ヤマエ久野株式会社監査役（現任）
2024年4月 当社監査部部长（現任）
（現在に至る）

監査等委員である取締役候補者とした理由

森泰文氏は、当企業グループにおいて、内部監査分野における豊富な知識・経験を有しております。また、2021年10月に当社監査部長、2024年4月に当社監査部部长に就任しており、グループ全体の監査に深く関与するなど、豊富な経験を有していることから、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することが期待できると判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、監査等委員である取締役候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
3. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害を当該保険契約により補填することとしており、その保険料を全額当社が負担しております。本議案が承認可決された場合には、監査等委員である取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

取締役会のスキルマトリックス

当社が各取締役に期待する主な専門性・知見を示したものです。

2024年6月21日 定時株主総会後の当社取締役（予定）

氏名	当社における地位	企業経営	営業販売	財務会計	法務・リスク管理	人事・労務	IT・DX	サステナビリティ
網田 日出人	代表取締役会長CEO *1	●	●	●		●		●
大森 礼仁	代表取締役社長COO *2	●	●			●	●	●
山田 良二	取締役副社長CAO *3			●	●	●		●
丸山 武子	常務取締役CHO *4				●	●	●	●
工藤 恭二	取締役		●			●	●	●
草場 信之	取締役常勤監査等委員				●	●	●	●
森 泰文	取締役常勤監査等委員			●	●	●		●
安倍 寛信	社外取締役監査等委員	●			●	●		●
中西 常道	社外取締役監査等委員	●		●	●			●
下坂 正夫	社外取締役監査等委員	●			●		●	●
山本 智子	社外取締役監査等委員	●		●	●			●

(注) 1. 上記の一覧表は、各取締役の有する全ての専門性・知見を示すものではなく、各取締役の経験等を踏まえて特に専門性を発揮することが期待される分野を代表取締役には5つ、その他の取締役に4つ記載しております。

2. *1 CEO (Chief Executive Officer) : 最高経営責任者
3. *2 COO (Chief Operating Officer) : 最高執行責任者
4. *3 CAO (Chief Administrative Officer) : 最高総務責任者
5. *4 CHO (Chief Human resource Officer) : 最高人事責任者

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2022年6月24日開催の当社第1期定時株主総会において年額3億30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としてご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額95百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2. に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.36%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は3.6%程度）と希釈化率は軽微であります。

なお、当社は2021年10月1日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は「事業報告 Ⅲ. 会社役員に関する事項 4. 取締役の報酬等」に記載のとおりであります。本議案を原案どおり承認可決いただいた場合は、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。

また、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

以上のことから、本議案の内容は相当であると判断しております。

現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役0名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役0名）となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数10万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員 of いずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員 of いずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当

社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の常勤執行役員に対し、割り当てる予定です。

以 上

事業報告

〔2023年4月1日から
2024年3月31日まで〕

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限の解除やインバウンド需要回復などを受け、主に外食産業を中心に消費の回復傾向がみられ、日銀がマイナス金利政策の解除を決定するなど、経済活動は正常化が進んでおります。一方、不安定な国際情勢の継続、原材料・エネルギー価格の高騰や急激な円安進行による物価上昇の影響で消費者の節約志向が高まるなど、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

このような環境の下、当企業グループは、「流通のトータルサポーター」として、グループ一丸となってサプライチェーン全体の発展に寄与すると同時に、川上から川下までありとあらゆる場面においてビジネスをプロデュースする企業集団として、総合力を活かした営業体制の構築に努めるとともに、中期経営計画「Progress Go '25」で掲げた基本戦略（「ガバナンス強化」、「サステナビリティ戦略」、「M&A戦略」、「エリア・物流戦略」）や投資計画の着実な遂行により、持続的な成長に向けた事業基盤の強化に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は、7,127億17百万円（前期比21.2%増）となり、1,247億34百万円の増収となりました。

利益面におきましては、グループ全体で業務の見直しや効率化に取り組むことで経営基盤の強化を図り、営業利益は139億19百万円（前期比20.2%増）、経常利益は147億57百万円（前期比21.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は84億56百万円（前期比7.5%増）となり、いずれも過去最高の結果となりました。

各セグメントの状況

セグメント別売上高並びにセグメント別事業概況は次のとおりであります。

セグメント別売上高

(単位：百万円)

セグメント名称	第 2 期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)		第 3 期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)		比較増減	
	売上高	構成比	売上高	構成比	金額	前期比
食 品 関 連 事 業	394,586	67.1%	505,412	70.9%	110,825	128.1%
糖粉・飼料畜産関連事業	96,862	16.5	103,949	14.6	7,087	107.3
住宅・不動産関連事業	77,111	13.1	81,134	11.4	4,022	105.2
そ の 他 事 業	19,421	3.3	22,221	3.1	2,799	114.4
合 計	587,982	100.0	712,717	100.0	124,734	121.2

<食品関連事業>

食品関連事業におきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限の解除やインバウンド需要回復などを受け、主に外食産業を中心に消費の回復傾向がみられ、売上・利益とも堅調に推移しました。また、巣ごもり需要で拡大してきた家庭用市場は、原材料・エネルギー価格の高騰等に伴う食品類の度重なる値上げで生活防衛意識が高まっていますが、当企業グループは得意先と販売価格改定交渉を地道に行い、適正利益の確保に努めてまいりました。

さらに、前連結会計年度にグループ入りした日本ピザハット・コーポレーション株式会社などの子会社業績が通期で寄与したことに加え、当連結会計年度にグループ入りしたコンフェックスホールディングス株式会社などの子会社業績が寄与いたしました。

この結果、売上高は5,054億12百万円（前期比28.1%増）となり、セグメント営業利益は103億40百万円（前期比64.1%増）となりました。

<糖粉・飼料畜産関連事業>

糖粉関連事業におきましては、国内観光客の増加や円安の追い風も加わったインバウンドの増加により、土産物や外食需要が拡大したことに伴い、砂糖・小麦粉・油脂など食品原材料の販売が増加いたしました。

飼料畜産関連事業におきましては、為替など国際情勢の影響を受ける配合飼料価格や鳥インフルエンザ発生に伴い需給バランスが大きく変化する鶏卵相場は年間を通して不安定に推移しましたが、事業全体としましては売上・利益とも堅調に伸長いたしました。

この結果、売上高は1,039億49百万円（前期比7.3%増）となり、セグメント営業利益は26億83百万円（前期比56.9%増）となりました。

<住宅・不動産関連事業>

住宅・不動産関連事業におきましては、木材の需給バランスがウッドショック前に戻り、相場が落ち着く一方、2023年の住宅着工戸数は3年ぶりに減少に転じたことなどにより、プレカット業界内での価格競争が激しくなっており、相応の利益確保が難しい状況になっています。

一方、当連結会計年度にグループ入りした株式会社LUMBER ONEなどの子会社業績が寄与いたしました。

この結果、売上高は811億34百万円（前期比5.2%増）となり、セグメント営業利益は24億55百万円（前期比51.6%減）となりました。

<その他事業>

レンタカー事業におきましては、国内観光客や出張などのビジネス利用、インバウンドの回復により、レンタカーの需要が増加いたしました。

また、運送事業におきましては、「2024年問題」の対応や燃料価格の高騰など経営環境は厳しさを増しておりますが、物流品質の向上や業務の効率化に積極的に取り組むことで業績の向上に努めてきました。

この結果、売上高は222億21百万円（前期比14.4%増）となり、セグメント営業利益は6億59百万円（前期比292.5%増）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、216億57百万円であります。このうち、主なものは、福岡市東区の工場建設に伴う建設仮勘定44億81百万円であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は、コンフェックスホールディングス株式会社の株式取得（子会社化）に係る借入金の一部返済資金並びに福岡県筑後市にある筑後工場及び併設する筑後共配センターの福岡県八女市への移転及び拡張に係る設立のための設備投資資金の一部に充当するため、公募増資による4,000,000株の新株発行により124億2百万円の資金を調達いたしました。

また、当連結会計年度は長期借入金を611億12百万円調達いたしました。なお、長期借入金返済を323億72百万円実施しております。

4. 財産及び損益の状況

区 分	年 度	第 1 期 (2022年3月期)	第 2 期 (2023年3月期)	第 3 期 (2024年3月期) (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)		503,635	587,982	712,717
経 常 利 益 (百万円)		7,894	12,156	14,757
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		6,721	7,868	8,456
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)		283.79	332.57	347.26
総 資 産 (百万円)		180,890	225,766	407,641
純 資 産 (百万円)		60,535	66,946	94,289
1 株 当 た り 純 資 産 (円)		2,449.66	2,719.94	3,267.30

5. 対処すべき課題

2023年度の我が国経済は、3年以上におよんだコロナ禍が終息し、インバウンドが復活、街には外国人観光客が溢れております。長らく苦境にあえいだ外食需要が急回復、お祭りやスポーツ・音楽などのイベントも再開され、日本経済は活況を呈しております。その証左として、日経平均株価は2024年2月にバブル後34年ぶりとなる史上最高値を更新。最近にない明るい話題となりました。一方で、3月に日銀がマイナス金利の解除を決定。物価やエネルギー価格の上昇、円安の進行など、予断を許さない状況もあり、我が国経済を取り巻く環境は引き続き激動のさなかにあります。

このような状況において、当企業グループは、「私たちは人・企業・社会をつなぎ、多様な豊かさで暮らしを一人ひとりの生活にお届けすることを通じて地域の発展、そして持続可能な社会の実現に向けて貢献し続けてまいります。」というグループ理念のもと、「流通のトータルサポーター」として幅広い商材のワンストップ供給と「リテールサポート」「定時定温・共同配送」「品質管理・商品開発」「住宅一棟受注」などの独自サポート機能を提供することで、サプライチェーンの川上から川下までのあらゆる場面でビジネスを創造し、持続的な成長を図ってまいります。

6. 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社は、持株会社としてグループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行っております。

当企業グループは、主に食品関連、糖粉・飼料畜産関連、住宅・不動産関連等において商品の販売及び製造並びに加工等を行う総合卸売業であります。

事業部門別名称	主要事業内容
食品関連事業	一般加工食品・菓子・酒類・冷凍食品等の販売及び弁当の製造、焼酎の製造、農水産物の製造加工販売、配達飲食サービス等
糖粉・飼料畜産関連事業	食品原材料・飼料・畜産物・水産物の販売、畜産農業等
住宅・不動産関連事業	住宅建築資材・住宅設備機器・木材等の販売、建設工事、不動産の売買・賃貸等
その他事業	運送事業、燃料関連事業、レンタカー事業、情報処理サービス事業等

7. 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

名称	所在地
本社	福岡市博多区

8. 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

企業集団の従業員の状況

セグメント名称	従業員数	前期末比増減
食品関連事業	2,439 (9,241) 名	462名増
糖粉・飼料畜産関連事業	371 (107) 名	192名増
住宅・不動産関連事業	1,061 (108) 名	211名増
その他事業	869 (557) 名	32名減
全社 (共通)	1,261 (201) 名	492名増
合計	6,001 (10,214) 名	1,325名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
3. 全社 (共通) は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

9. 重要な子会社等の状況 (2024年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ヤマエ久野株式会社	2,974百万円	100.0%	主に食品関連、住宅・不動産関連等において商品の販売、製造、加工等を行う卸売業
デリカS Fホールディングス株式会社	100百万円	90.7%	持株会社、弁当惣菜の製造・販売
みのりホールディングス株式会社	100百万円	100.0%	持株会社、業務用酒類卸
株式会社TATSUMI	10百万円	80.0%	食材及びワイン中心のレストラン専門卸売業
ハイビック株式会社	250百万円	100.0%	木材加工及び住宅用建築資材の販売
日本ピザハット株式会社	1百万円	100.0%	配達飲食サービス
株式会社LUMBER ONE	10百万円	100.0%	事業持株会社、不動産賃貸事業、不動産の売買・賃貸・管理及びその仲介
コンフェックス株式会社	80百万円	80.5%	菓子食品総合商社

- (注) 1. 出資比率は、当社の連結子会社及び持分法適用関連会社による保有分を含めて算出しております。
 2. 当年度末において、上記の重要な子会社8社を含む連結子会社は71社、持分法適用会社は5社であります。
 3. 当年度末において、特定完全子会社に該当する子会社はありません。
 4. 2023年9月1日付で株式会社LUMBER ONE(東京都立川市)の全株式を取得し、子会社といたしました。
 5. 2023年12月15日付でみのりホールディングス株式会社の普通株式1,000株を取得し、その結果、当社のみのりホールディングス株式会社に対する出資比率は100.0%となりました。
 6. 2023年12月29日付でコンフェックスホールディングス株式会社(東京都渋谷区)の普通株式660,000株を取得し、同社及びその子会社であるコンフェックス株式会社(東京都渋谷区)を子会社といたしました。

10. 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社福岡銀行	23,576百万円
株式会社三菱UFJ銀行	15,819百万円
株式会社三井住友銀行	10,388百万円
株式会社肥後銀行	9,883百万円
三井住友信託銀行株式会社	4,750百万円
株式会社みずほ銀行	4,718百万円
株式会社西日本シティ銀行	4,192百万円
農林中央金庫	3,916百万円
みずほ信託銀行株式会社	3,900百万円
青梅信用金庫	3,168百万円

(注) 借入金残高30億円以上を記載しております。

II. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 45,600,000株
2. 発行済株式の総数 27,686,752株 (自己株式326株を含む)
3. 株主数 8,540名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ヤマエ第一食栄会	1,833千株	6.62%
ヤマエグループ社員持株会	1,379千株	4.98%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,376千株	4.97%
南英福祉会	934千株	3.37%
株式会社福岡銀行	879千株	3.18%
ヤマエ第二食栄会	825千株	2.98%
ヤマエ第三住栄会	787千株	2.84%
共栄火災海上保険株式会社	718千株	2.59%
みずほ信託銀行株式会社	549千株	1.98%
西日本信用保証株式会社	425千株	1.54%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
網田 日出人	代表取締役会長CEO 最高経営責任者	—
大森 礼仁	代表取締役社長COO 最高執行責任者	—
山田 良二	専務取締役CAO 最高総務責任者 本社部門統轄	ヤマエ久野株式会社 取締役専務執行役員 管理統轄、 管財運用部長 ヤマエリアルティ株式会社 代表取締役社長
丸山 武子	常務取締役CHO 最高人事責任者 人事・総務担当	ヤマエ久野株式会社 常務執行役員 人事・総務担当
草場 信之	取締役 常勤監査等委員	ヤマエ久野株式会社 監査役
安倍 寛信	取締役 監査等委員	フマキラー株式会社 社外取締役
中西 常道	取締役 監査等委員	監査法人北三会計社 代表社員 株式会社翔薬 社外監査役 株式会社タカラ薬局 社外取締役
下坂 正夫	取締役 監査等委員	株式会社日清製粉グループ本社 内部監査部部长
山本 智子	取締役 監査等委員	山本智子公認会計士事務所 所長 山本智子税理士事務所 所長

- (注) 1. 2023年6月23日開催の第2期定時株主総会におきまして、丸山武子氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 2023年12月31日をもって、取締役（監査等委員）本田潔氏は、辞任により退任いたしました。
3. 取締役（監査等委員）安倍寛信、中西常道、下坂正夫、山本智子の4氏は、社外取締役であります。
4. 当社は、取締役（監査等委員）安倍寛信、中西常道、下坂正夫、山本智子の4氏を、東京証券取引所及び福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 取締役（監査等委員）中西常道及び山本智子の両氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役（監査等委員）草場信之氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由につきましては、社内における情報収集や内部監査部門との連携を強化し、監査等委員会の監査・監督機能を強化するためであります。

7. 当期中に以下の取締役の地位・担当等の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
網田 日出人	代表取締役会長CEO 最高経営責任者	代表取締役会長兼社長	2023年6月23日
大森 礼仁	取締役副社長	取締役副社長 ヤマエ久野株式会社 代表取締役社長	2023年5月26日
	代表取締役社長COO 最高執行責任者	取締役副社長	2023年6月23日
山田 良二	専務取締役CAO 最高総務責任者 本社部門統轄 ヤマエ久野株式会社 取締役専務執行役員 管理統轄、管財運用部長 ヤマエリアルティ株式会社 代表取締役社長	専務取締役 本社部門統轄 ヤマエ久野株式会社 取締役専務執行役員 管理統轄、管財運用部長 ヤマエリアルティ株式会社 代表取締役社長	2023年6月23日
山本 智子	山本智子公認会計士事務所所長 山本智子税理士事務所所長	山本智子公認会計士事務所所長 山本智子税理士事務所所長 独立行政法人空港周辺整備機構 非常勤監事	2023年7月31日

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており（当社定款第23条）、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び相続人であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4. 取締役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は以下のとおりです。なお、決定方針の決定は、取締役会において審議を行い、決議しております。

- ① 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準となることを基本方針とする。（監査等委員である取締役の報酬は基本給のみとし、監査等委員である取締役の協議で決定する。）
- ② 当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。取締役の報酬は、基本給、業績給で構成する。基本給は、役職毎に定額を設定し、業績給は、代表取締役と各取締役の面談により、前期の会社業績に個人別業績を反映して、基本給を増減させ固定報酬とする。
- ③ 業務執行取締役の報酬については、業績連動報酬又は非金銭報酬を付与せず、基本報酬のみとする。
- ④ 個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当事業の個人別業績を踏まえた業績の評価配分とする。取締役会は、当権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、決定に際しては、素案を事前に監査等委員会へ報告することとし、その後具体的な報酬金額は代表取締役に一任する旨の決議を取締役会で決議し決定することとする。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2022年6月24日開催の第1期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬額は年額3億30百万円以内、取締役（監査等委員）の報酬額は年額80百万円以内と定めております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名、取締役（監査等委員）の員数は6名であります。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役会長CEO網田日出人が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の担当事業の個人別業績を踏まえた業績の評価配分としており、これらの権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況を当社において代表取締役が最も熟知していると判断したためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、決定に際しては、素案を事前に監査等委員会へ報告することとし、その後具体的な報酬金額は代表取締役に一任する旨の決議を取締役会で決議し決定することとする等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			子会社からの報酬 (百万円)	対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	216 (-)	187 (-)	-	-	28 (-)	5 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	66 (36)	66 (36)	-	-	- (-)	6 (4)
合計 (うち社外取締役)	282 (36)	254 (36)	-	-	28 (-)	11 (4)

- (注) 1. 上記取締役(監査等委員を除く)の人員には、2023年5月26日をもって辞任により退任した取締役1名を含んでおります。
2. 上記取締役(監査等委員)の人員には、2023年12月31日をもって辞任により退任した取締役(監査等委員)1名を含んでおりません。

5. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
安倍寛信	フマキラー株式会社 社外取締役
中西常道	監査法人北三会計社 代表社員、株式会社翔葉 社外監査役、株式会社タカラ薬局 社外取締役
下坂正夫	株式会社日清製粉グループ本社 内部監査部部長
山本智子	山本智子公認会計士事務所 所長、山本智子税理士事務所 所長

(注) 当社と上記の法人等との間には、記載すべき重要な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位及び担当	主な活動状況
安倍寛信	取締役等委員	当事業年度開催の取締役会17回のうち14回に、監査等委員会14回のうち12回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要といたしましては、会社経営者としての経験と幅広い見識に基づく視点から、中長期的な視点に基づいた経営に対する有益な助言を行うとともに、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場から、当社の経営に対する監督、チェック機能を果たしております。
中西常道	取締役等委員	当事業年度開催の取締役会17回全てに、監査等委員会14回全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要といたしましては、財務・会計・税務の専門知識を活かし、中長期的な視点に基づいた経営に対する有益な助言を行うとともに、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場から、当社の経営に対する監督、チェック機能を果たしております。
下坂正夫	取締役等委員	当事業年度開催の取締役会17回全てに、監査等委員会14回全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要といたしましては、企業経営の豊富な経験と幅広い見識や、他の上場企業での社外取締役としての経験等から、中長期的な視点に基づいた経営に対する有益な助言を行うとともに、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場から、当社の経営に対する監督、チェック機能を果たしております。
山本智子	取締役等委員	当事業年度開催の取締役会17回全てに、監査等委員会14回全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要といたしましては、財務・会計・税務の専門知識を活かし、中長期的な視点に基づいた経営に対する有益な助言を行うとともに、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場から、当社の経営に対する監督、チェック機能を果たしております。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

	区 分	報酬等の額
①	公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	65百万円
②	公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）以外の業務に係る報酬等の額	2百万円
③	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	98百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- (注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨て、また、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	224,866	流 動 負 債	220,164
現金及び預金	47,001	支払手形及び買掛金	134,864
受取手形、売掛金及び契約資産	118,041	電子記録債権	9,017
電子記録債権	2,047	短期借入金	20,474
商品及び製品	23,394	1年内償還予定の社債	300
仕掛品	877	1年内返済予定の長期借入金	14,314
未成工事支出金	99	リース債権	2,206
原材料及び貯蔵品	2,959	未払払	6,418
販売用不動産	4,444	未払法人税等	5,159
仕掛販売用不動産	6,196	未払消費税	1,800
未収入金	17,715	契約負債	748
その他の金	3,344	賞与引当金	2,904
貸倒引当金	△1,254	その他の	21,955
固 定 資 産	182,774	固 定 負 債	93,187
有 形 固 定 資 産	98,493	社債	403
建物及び構築物	31,976	長期借入金	71,194
機械装置及び運搬具	3,665	リース負債	6,504
工器具及び備品	1,517	繰延税金負債	6,597
船舶	63	役員退職慰労引当金	910
土地	42,254	退職給付に係る負債	1,608
リース資産	7,325	資産除却負債	1,053
建設仮勘定	11,668	長期預り	652
その他の	22	長期預りの	3,107
無 形 固 定 資 産	45,368	その他の	1,155
のれん	41,557	負 債 合 計	313,351
ソフトウェア	1,447	純 資 産 の 部	
その他の	2,363	株 主 資 本	80,698
投 資 そ の 他 の 資 産	38,913	資本	9,175
投資有価証券	24,448	資本剰余金	7,144
長期貸付	1,262	利益剰余金	64,378
退職給付に係る資産	1,745	自己株式	△0
繰延税金資産	2,092	その他の包括利益累計額	9,761
その他の	9,935	その他有価証券評価差額金	9,437
貸倒引当金	△571	為替換算調整勘定	△170
		退職給付に係る調整累計額	494
資 産 合 計	407,641	非 支 配 株 主 持 分	3,829
		純 資 産 合 計	94,289
		負 債 純 資 産 合 計	407,641

連結損益計算書

〔2023年4月1日から
2024年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上		712,717
売上原価		623,182
販売費及び一般管理費		89,535
営業外利益		75,615
受取利息及び配当金	262	13,919
持分法による投資利益	147	
仕入割入	84	
助成金の収入	249	
その他	1,063	1,807
営業外費用		
支払利息	480	
貸倒引当金繰入	84	
株式交付費	70	
その他	333	968
特別利益		14,757
固定資産売却益	928	
投資有価証券売却益	312	
補助金収入	180	
保険解除返戻金	91	1,512
特別損失		
固定資産除売却損失	222	
減損損失	320	542
税金等調整前当期純利益		15,727
法人税、住民税及び事業税	7,041	
法人税等調整額	△728	6,313
当期純利益		9,414
非支配株主に帰属する当期純利益		957
親会社株主に帰属する当期純利益		8,456

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流 動 資 産		26,695	流 動 負 債		37,283
現金及び預金		3,449	短期借入金		28,916
リース投資資産		79	1年以内返済予定の長期借入金		6,752
短期貸付金		22,142	リース債		1
未収入金		1,343	未払金		1,163
その他の当金		39	未払費用		80
		△360	未賞与引当金		20
			未償還の税金		144
			その他		204
固 定 資 産		114,690	固 定 負 債		39,003
有 形 固 定 資 産		3,512	長期借入金		38,985
建物		1,977	リース債		8
構築物		224	退職給付引当金		9
工具、器具及び備品		25	負 債 合 計		76,286
土地		811	純 資 産 の 部		
リース資産		8	株 主 資 本		65,099
建設仮勘定		464	資本金		9,175
無 形 固 定 資 産		1,686	資本剰余金		48,708
ソフトウェア		76	その他の資本剰余金		6,201
ソフトウェア仮勘定		1,609	利益剰余金		42,507
投 資 其 他 の 資 産		109,491	利益剰余金		7,215
投資有価証券		2,028	利益剰余金		213
投資関係会社出資		105,976	その他の利益剰余金		7,002
長期貸付金		50	繰越利益剰余金		7,002
その他の		1,375	自 己 株 式		△0
		61	純 資 産 合 計		65,099
資 産 合 計		141,385	負 債 純 資 産 合 計		141,385

損益計算書

〔2023年4月1日から
2024年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目				金	額
営	業	収	益		7,217
営	業	費	用		2,110
営	業	外	利		5,106
営	業	取	利	138	
営	業	の	息	0	139
営	業	外	費		
営	業	支	利	216	
営	業	倒	金	177	
営	業	引	繰	70	
営	業	式	入	0	464
営	業	交	費		
営	業	の	他		4,781
営	業	常	利		4,781
営	業	期	純		4,781
営	業	前	利		4,781
営	業	当	益	45	
営	業	期	税	△37	7
営	業	純	整		4,773
営	業	利	額		4,773
営	業	税	額		4,773
営	業	法	益		4,773
営	業	法	益		4,773
営	業	当	益		4,773

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

ヤマエグループホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 次男

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 窪田 真

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマエグループホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマエグループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

ヤマエグループホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 次 男

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 窪田 真

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマエグループホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、電話回線又はインターネット等を経由した手段を活用しながら、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

ヤマエグループホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 草場 信之 ㊟

社外監査等委員 安倍 寛信 ㊟

社外監査等委員 中西 常道 ㊟

社外監査等委員 下坂 正夫 ㊟

社外監査等委員 山本 智子 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図



会場

ホテルオークラ福岡 4階「平安の間」

福岡市博多区下川端町3番2号

TEL (092) 262-1111

会場が昨年と異なりますので、
お間違えのないようご注意ください。



電車

- JR博多駅から 地下鉄 博多駅—中洲川端駅「姪浜方面行き」
(所要時間 約5分)
タクシー 所要時間 約10分
- 福岡空港から 地下鉄 福岡空港駅—中洲川端駅「姪浜方面行き」
(所要時間 約10分)
タクシー 所要時間 約20分
- 西鉄福岡(天神)駅から 徒歩 約15分

※当社専用の駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

